

## 三重県半導体産業PR冊子作成業務委託仕様書

### 1. 事業の目的

本県の半導体人材育成を目的に、令和5年3月、産学官連携として、「みえ半導体ネットワーク」を立ち上げました。今年度から各構成団体が単独及び連携して様々な取組に着手したところであり、本県では幅広く県民に対するPRの役割を担っています。

県民生活における半導体の重要性や県内半導体産業等を紹介する冊子を作成することで、若者を中心とする多くの県民に半導体産業に関心を持ってもらい、人材育成に寄与することを目的とします。

### 2. 委託業務の契約期間

契約の日から令和6年3月22日（金）まで

### 3. 委託業務の内容

若者を中心とする幅広い県民に対し、半導体産業の魅力を効果的に伝え、当該業界への就職につながるPRパンフレットの作成及び印刷を行う。

以下のとおり作成し、追加・修正が必要な場合はこれに対応すること。

#### (1) 仕様

- ① 言語：日本語版
- ② サイズ：A4
- ③ ページ数：50ページ以上（表紙・裏表紙含む）
- ④ 紙質：マットコート紙（70 kg）
- ⑤ 印刷：フルカラー、両面
- ⑥ 製本：中綴じ

#### (2) 掲載内容

- ① 主に大学生、高専生を中心とする県民が半導体業界に興味関心を持てるよう、半導体に関する魅力が効果的に伝わる内容とすること。
- ② 以下の内容を分かりやすく掲載すること
  - ・半導体が社会生活の中で果たす役割（どのような機械に使用されているか等）や重要性、将来性
  - ・半導体の製造過程
  - ・半導体製造過程に関わる本県企業（20社程度）
- ③ 企業紹介に関し、将来的な就職に繋がるよう、企業の魅力が十分に伝わる内容とすること。

#### (3) 留意点

- ① 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の

業務内容については、三重県と協議を重ねた上で実施すること。

- ② 紙面の構成に必要な写真、イラスト、資料等は受託者において入手すること。  
但し、写真等を使用する際の費用の支払い等を含めた一切の手続きは受託者において行うこと。また、受託者において入手不可能な場合は、協議の上、三重県が所有している写真等を可能な範囲で提供する。
- ③ 編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な情報の管理、運営措置を講じること。  
また、電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、三重県または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- ④ 委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- ⑤ 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和5年度環境物品等の調達方針 3 役務 表3印刷」の判断基準を満たすこと。（同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているのので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月） 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。）  
ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認める。

参考：「みえ・グリーン購入基本方針」・「環境物品等の調達方針」（三重県）  
「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（国）  
三重県ホームページ

<http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

- ⑥ 上記以外でも本事業の効果を促進するための取組については、積極的に提案・実施すること。

## 4 成果品

### (1) 納品する成果品

- ① 委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」  
(原則としてA4版・両面印刷) 1部 (提出時期：委託業務完了時)
- ② 上記3により作成したPRパンフレットの電子データ一式  
(提出時期：委託業務完了時)

※Adobe Illustrator、PDF データ及び電子ブックデータとし、CD-ROM もしく

はDVD-ROMにて納品すること。

- ③ 作成したPRパンフレット（紙媒体）1,000部
- ④ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
- ⑤ 必要があれば実施内容の説明資料 1部

(2) 成果品の提出期限

令和6年3月22日（金）17時まで

(3) 納品場所

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

三重県雇用経済部 企業誘致推進課

## 5 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(6) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 6 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部企業誘致推進課

担当：倉口、永井、花井

TEL：059-224-2819

FAX：059-224-2221

E-mail：kigyoyu@pref.mie.lg.jp